

(第一類 第四号)

衆議院 法務委員会 議録 第八号

(一一六)

昭和二十六年十月三十日(火曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長代理 理事北川 定務君 理事押谷 富三君 好文君

理事北川 銀治 良作君 佐瀬 昌三君

高橋 英吉君 花村 四郎君

牧野 寛素君 松木 弘君

眞鍋 勝君 山口 好一君

小野 孝君 梨木作次郎君

世耕 弘一君

出席政府委員 法制意見長官 佐藤 達夫君 小木 益雄君

専門員 村 教三君

見参事官 位野木 益雄君

十月二十七日

委員外の出席者

検事(法制意見) 小木 貞一君

専門員 小木 貞一君

十月二十七日

本日の会議に付した事件
会社更生法案(内閣提出、第十四回国會開法第一四一號)

破産法及び和議法の一部を改正する法律案内閣提出 第十回国會開法第一四一號

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。先日引続きまして会社更生法案について質疑を続行いたします。山口好一君。

○山口(好)委員 それでは第三章以下について質問をいたしたいと思います。
九十四条の管財人の選任の件でありますが、会社更生の成否は、一つは管財人の適否に重大なる關係があると思います。人材を選択する意味から、選任の範囲を広める必要があると思うのであります。特に実際の実業界の意見などを聴しまするのに、事業の種類によりましては、同業者のうちのエキスパートをそこに持つて行かなければ成功いたさないということを申しておられます。そうしますと、この際独占禁止法の役員兼任の制度に関する規定につきまして、例外を認める必要があるのではないかと思うのであります。これが、この点を伺いたいと思います。

○位野木政府委員 御質問の点はまことにごもつとも存ずるのであります。管財人に適任者を得るということは、この更生手続の成功不成功を決定する最大要素であるといふうに考えらるるのであります。しかしながらこの選任のことにつきましては、管財人の職務の公正を要するという点から、やはり利害關係がないということを要する必要があります。しかししながらこの選任のことは、非常に弊害を生ずる。しかしそれ以上の場合は必ず管財人を選任することとなつてゐるが、このリミットを廢止してもらいたいといふような意見が出たのであります。ただいまのお答えによりまして、独禁法との関係、あるいはその会社の経営者自体も、数人の管財人を選ぶ場合には選ぶこともできるということにはなつておるのであります。また斎藤参考人からは、この二千万円の債務という制限を取扱つて、しかもこの会社の経営者を選ぶこともできるというようになります。

○山口(好)委員 もう一点管財人のことについてお伺いいたします。前回参考人をここへ呼んで意見を貰しましたときに、斎藤参考人から、四十六条の規定に、会社の債務が二千万円以下のときは管財人を置かないこともできる。しかしそれ以上の場合は必ず管財人を選任することとなつてゐるが、この回答によりますと、独禁法にも該当しないといふことは、非常に弊害を生ずる。しかしそれ以上の場合は必ず管財人を選任することとなつてゐるが、この回答によりますと、むしろ常に管財人を置いてもらいたい、従前の理事者をそのまま置くといふことは、非常に弊害を生ずるのではないかといふことを言つています。

○位野木政府委員 前回参考人をここへ呼んで意見を貰いましたときに、斎藤参考人から、四十六条の規定に、会社の債務が二千万円以下のときは管財人を置かないこともできる。しかしそれ以上の場合は必ず管財人を選任することとなつてゐるが、この回答によりますと、むしろ常に管財人を置いてもらいたい、従前の理事者をそのまま置くといふことは、非常に弊害を生ずる。しかしそれ以上の場合は必ず管財人を選任することとなつてゐるが、この回答によりますと、むしろ常に管財人を置いてもらいたい、従前の理事者をそのまま置くといふことは、非常に弊害を生ずる。しかしそれ以上の場合は必ず管財人を選任することとなつてゐるが、この回答によりますと、むしろ常に管財人を置いてもらいたい、従前の理事者をそのまま置くといふことは、非常に弊害を生ずる。しかしそれ以上の場合は必ず管財人を選任することとなつてゐるが、この回答によりますと、むしろ常に管財人を置いてもらいたい、従前の理事者をそのまま置くといふことは、非常に弊害を生ずる。

○山口(好)委員 それでは第四章の方に入つてお尋ねしたいと思いますが、この第四章の規定のうちの百三十条四項の労働協約との関係であります。

○位野木政府委員 御質問のような場合、まあ場合によつて違うかとも存じます。が、労働協約と申しますのは、労働条件に関する使用者と労働者との間の契約でございますから、そういうものに該当しないといふふうに思えますので、これは労働協約とは言えないじやないかといふふうに思えます。

○山口(好)委員 それでは次に第四章の方に入つてお尋ねしたいと思いますが、この第四章の規定のうちの百三十条四項の労働協約との関係であります。

○位野木政府委員 御質問のような場合、まあ場合によつて違うかとも存じます。が、労働条件に関する使用者と労働者との間の契約でございますから、そ

ういうものに該当しないといふふうに思えますので、これは労働協約とは言えないじやないかといふふうに思えます。

○山口(好)委員 それでは次に第四章の方に入つてお尋ねしたいと思いますが、この第四章の規定のうちの百三十条四項の労働協約との関係であります。

○位野木政府委員 御質問のような場合、まあ場合によつて違うかとも存じます。が、労働条件に関する使用者と労働者との間の契約でございますから、そ

ういうものに該当しないといふふうに思えますので、これは労働協約とは言えないじやないかといふふうに思えます。

○山口(好)委員 それでは次に第四章の方に入つてお尋ねしたいと思いますが、この第四章の規定のうちの百三十条四項の労働協約との関係であります。

○位野木政府委員 御質問のような場合、まあ場合によつて違うかとも存じます。が、労働条件に関する使用者と労働者との間の契約でございますから、そ

○山口(好)委員 そうしますと、更生計画で労働法のいわゆる労働協約を排除するとか、あるいはその更生手続の開始によつて一方的に労働協約の内容が変更される、いわゆる労働組合の精神が蹂躪されるというような心配はなあいわけですか。

○位野木政府委員 労働協約を更生計画自体によりまして変更するというようなことはできないと考えております。

○山口(好)委員 もう一点、第二百三条、これによりますれば、裁判所は更生計画について労働組合の意見を開かなければならぬ、労働組合ができるおらない場合にも、使用者の団体の意見を微さねばならぬということになりますが、これはまだ意見を開いておりますが、これはただ意見を開いて、それに拘束されるというのではなく、と思いますが、そういたしまして、やはりこの更生計画の円滑に行われるためには、これらの組合の意見を相当尊重しなければならないと思うのであります。この辺の実際の取扱いをどうお考えになつてあるか伺いたいと思います。

○位野木政府委員 会社の更生には会社の使用者の十分なる協力を得る必要があります。もし使用者と意見が合わないで、無理やりに会社の更生手続を行ふると、ことになりますと、これは非常な困難を伴うということが考えられるわけであります。そういうふうにいたしたのがこの第二百三条であります。しかしながらこの意見を聞いて、計画を立てなければならぬといふふうにいたしたのがこの第二百三条であります。

計画が左右されるというふうなことは、いたしますことば、これはまた行き過ぎでござりますので、やはり労働組合と会社との間に十分折衝して納得の行つた上で、更生計画を遂行するというふうにすべきだと思うのであります。その間の円満なる話し合いを期待しているわけであります。労働組合といえども、会社がつぶれてしまえばそれまであります。自分たちも町に放たれるというわけでありまして、その点は十分労働者側といたしましても考えておられることと思うのであります。でありますから、これはこの間の話し合いが十分円満に成り立ち得るかと、いうふうに考えておる次第であります。

けであります。そういう事態はなるべく避けたいと考えるわけでありますて、できれば届出期間後に集会を開くように運用をされると思うのであります。これはあるわけであります。これはどうしてそういうようなことにいたしたかと申しますと、第一回の関係者集会というものは手続が始まりましたので、取急ぎこの手続開始後の会社の管理をどういうふうにするかという点について、関係者の意見を聞くために開くものであります。それでありますから、なるべく早く聞く必要がある、特に一ヶ月以内というふうにいたしておりますが、それによつて届出しない人の権利が害されるかと申しますと、なるほど意見はそのときには言えない、ということになるかもしませんが、届出期間の公示があるわけでありますから、それまでに届出をして意見を述べることもできる。それからまたそれに間に合わなければ、後にそういうふうな管理方針についての意見を述べれば、これはその後裁判所は一々その意見をしんしゃくして会社の管理、すなわち管財人を置かないとか、あるいはどういふ人を管財人に選ぶというふうなことを決定更し得るわけであります。そういうふうな点は、別に権利を特に侵害するというふうなことはないと考えております。従いまして、これは別にさしつかえないというふうに考えております。

条の財産の種類の評定における規定として、会社の収支状況の評定——いろいろありますするが、さらに会社の収支状況を評定することが必要と思うのであります。この言葉を加える必要がないか。それから百七十九条で、同様に財産目録及び貸借対照表の作成を必要としたしておりますが、そのほかに損益計算書という語を加える必要がないかどうか。この二点をお伺いいたします。

○位野木政府委員 第百七十八条は会社の財産の評定のことを考えておるのでありまして、会社の収支関係と申しますが、財産状態を明瞭にする措置の方は、第百七十九条でおのずからまたなわれておる。第百七十九条は財産目録及び貸借対照表をつくるということになりますので、そちらの方でおのずから出るというふうに考えておるわけあります。第百七十八条の方は、單に財産の評定を公平に行うようにといふことを規定したものにすぎないのであります。収支状況の評定といふことまで——収支状況の評定といつても、ちよつとこいうふうな方法でやらせるということは必ずしも適当じやないとも考えられますので、この点は不必要ではないかといふうに考えております。それから百七十九条でありますのが、これは損益計算書によつてしてもらつた方が便利な場合もあるかと思ひますが、大体貸借対照表の方にもその結果の概略はわかるわけでござりますから、特に作成しなくてもさしつかえないというふうに考えて記載しなかつた。もし必要といたしますれば、百八十三条によりまして、さらにはそういうものを規定して作成を命ぜ

るというふうになつておりますので、常に必要なものとして特にここに掲げます。でもないのではないか、というふうに考えております。

○山口(好)委員 次に百九十九条の、管財人がない場合に裁判所は審査人を選任することができますの規定があります。この人選範囲いかん、具体的にどういう範囲というようなところをお考えになつてお聞きしたい。これが一点。

それから百九十四条の法律顧問であります。これは従前から会社の顧問をしておつた弁護士などでもよいか、またそういう者の報酬の支払いの方はどうなるか、というこの二点をお伺いいたします。

○位野木政府委員 審査人の人選の範囲でございますが、これは審査人の職務が場合々によつて異なつておりますので、一概に申すことは困難かと思ひますが、たとえばここに掲げております一定の事項の調査の方などは、主として会社の経理状態、財産状態の調査が多いだらうと思ひますが、そういう場合には、たとえば公認会計士だとかい、あうなのが適当じやないかと考えております。それからまた更生計画案の作成というようなことでありますれば、これはむしろそういう方面に実業の経験のある方といふふなことが考えられます。それからまた発起人、取締役、監査役、または清算人に対する責任追及ということでありますれば、これは弁護士さんが一番適当じやないかといふふなことが言えると思ひます。特にこれは職務々々によつてそれゆくの適当な方を選任されるものというふうに考えております。

それから百九十四条の法律顧問に、会社の従前の顧問弁護士を選任してよいかという点でござりますが、この法律の規定から申しまして、これは選任してさしつかえないというふうに考えております。ただ管財人と同じように、職務の公正を期するというふうな点から、裁判所が、従前の弁護士さんは特に何らかの関係があるというふうなことであれば、その人選を差控えるといふふうなことはあり得るかと考えております。報酬につきましては、通常これは法律顧問と別に区別をすべきことではないというふうに考えております。

○山口(好)委員 次に百九十八条の問題であります。あまたの更生計画案が同時に裁判所に提出されることが、この規定によりまして予想されるのであります。これらは全部計画案審理のための関係人集会に付議されることになるのであります。あるいはその前に裁判所が取扱選択して適當な範囲にこれをつづめて付議されるのであります。どうか、まずこの点をお伺いいたします。

○位野木政府委員 更生計画案が提出されましたが場合には、裁判所はその計画案を見まして、修正を命ぜべきものは修正を命ずる。そして修正された結果、適法な、しかも認可に適するようなものであれば、これを決議にかけるというようなことになります。しかし始めから、はしにも株にもかからないというような案があるわけであります。こういうものは、修正を命ずるにも適しない、ということを考えられます。そういう場合には、二百七条によりまして「更生計画案が法律の規定に反するか、公正、衡平なものでない

か「又は遂行不可能なものであると認めるときは、裁判所は、計画案を関係人集会の審理又は決議に付さないことができる。」というふうになつておりまして、これは決議に付さないで排除するというふうなことになります。しかしながら、それ以外のものは、かりに二案、三案ありますても、一応これは決議に付される。決議に付されると申しましても、同時にこれを可決するとか否決するとかいうふうにいきなり持つて行くのではなくて、一応全部議題に上して利害得失を検討することはできるかと思ひますけれども、しかしながら、その後この案はこれは順次決をとられまして、そしてまず可決されたものがありますれば、それが可決された案というふうなことになると考えます。

○位野木政府委員 修正命令は修正すべき箇所をやはり明示して修正を命ずることになると考えております。それから第二項の規定によりまして、修正をする義務がある場合に、修正に感じないということありますれば、これはさらに裁判所がみずから修正するということまでは考えておりません。これは規定にもございません。もちろん、そこまで裁判所が立ちに入るということとは適当でないと考えますので、そういうふうな規定にはなつていなければであります。ただ修正を命じない場合には、命じない結果、結局この計画案が公正平衡なものでない、あるいは遂行不可能なものであるというふうなことに大体なると感いますが、そうなりますれば、二百七条によつてその案が排除されることになるというふうに考えております。

ないというふうな会社でござりますれば、これに対し更生手続を開始すべきものではありますんで、これは当然開始の申立ては棄却されるというふうなことになるわけであります。しかしながら、開始当時は十分更生の見込みがあつたということで、一旦更生手続が開始せられた会社につきましては、その後事情の急変によりまして、もはや会社の立て直りはむずかしいといふような事態になる場合がないと申せないと思ひます。そういうふうな場合に、すでに手続が相当進行しておる、今この手続を廢止してさらにおらためて他の手続、たとえば破産手続あるいは特別清算手続等に移すといふことがありますと、これはまた相当な費用も要する、手数も要するというふうなことになりますて、当事者はもちろん、国家的にも非常な損失をこうむるということになります。ですからもしありますれば、この手続の内部でこの手続を利用しながら同じ目的を達し得れば、これは一番いいことではないかというふうな考え方のものになされたのが、この第二百九十九条の規定であります。ただ開始後の手續があまり違つて、関係人の利害に左右されるということでありますれば、不都合を生ずるのでありますから、この点につきましては、特に担保権者は全員の同意を要するというふうにいたしまして、手当をいたしておりまして、その他の点といつしましては別に不都合な点はないといふことから、こういうふうな規定にいたしたのであります。

要點と申せば、更生に要するところの資金計画、あるいは融資関係、これを確保できるということであると考えるのですが、この窮境にありまする会社のために、管財人などが運転資金をいかようにして更生計画面に盛り上げて行くか、こういう点についての規定はどうも明瞭でないようと思われますが、当局といたされましては、この法律がほんとうに利用せられ、また成功するというためには、どうしてもその基調となりまする融資の部面を考えなければならないと思うのであります。前回も銀行方面の参考人も参りましたして、その点を非常に憂えておつたわけでありますから、更生計画面におきまして実際の問題としてはどういうふうにこれを計画して行くのであるか、当局の考えておりまする実際の考え方をおおお伺いしたいと思うのであります。

れは実際面においてはなかなか困難か
借りるとかというふうな、種々の方法
も考えられると思うのであります。こ
とは、そういう点は十分にまかない得る
ものと考えております。これは日本と
は事情が違うので、そのまま例とする
わけには参らないかとも思いますが、
が、アメリカあたりの制度では、たと
えばプレミアムがついて株の募集をや
るというような事態も珍しくないと聞
いております。この点は会社の更生の
立案をする人、あるいは従前の債権
者、あるいは株主、これは自分の利害
に關係することになりますから、そうち
いう人が一緒になつて考えて、最もい
い方法が考案出されるということを期
待しておるわけであります。

しまして無償株を交付するという場合では、これは更生会社の実情におきましては、非常にまれな場合ではないかと思ひます。たとえば従前の株主は優先株を持つておる。この優先株があるために、会社としては非常に困つた場面もできた。これを普通の株に直したい。それについては、このままであるためには、二株をかわりに割当てるという場合が考えられます。

いたします。第七章の「更生計画の条項」であります。二百二十一條に「債務の期限」という表題で、弁済資金の調達方法を明示しなければならないと規定しておるのであります。具体的の明示方法としてどのように予想しておられますか。この点をまずお伺いします。

○位野木政府委員 弁済資金の調達方法をいたしましてはいろいろのことがありますが、二百五十六條の第二項に掲げてあります担保というのがござります。これは計画の定めによりまして一定の金額を支払う必要があるようなことが十分予見されている場合、その弁済を確実ならしむるために、特に担保の提供を命じ得るということを規定したのであります。そういうふうな担保を提供したときということでありますれば、これは最も確実なる資金の調達方法の明示であります。それ以外におきましても、これは別の方法を明定しておりませんので、たとえば確実にこういうふうな収入があることが予見されるということありますれば、特に方法は限定されないわけであります。

○山口(好)委員 次に三百三十四条の「新会社設立」の規定であります。この新会社は多くの場合、更生会社と營業譲渡、營業の賃貸借あるいは委託經營などの関係などを結ぶことを前提として設立されるものと思うのであります。が、そうしますと二百二十五条の「營業又は財産の譲渡等」に関する規定との関係はどうなりましょうか。この点をお伺いいたします。

○位野木政府委員 御指摘のように旧会社から新会社の方へ事實上營業の譲

新旧両会社の間の営業の譲渡とか、あるいは財産の譲渡とかいうふうな、契約関係の構成をどらないで、更生計画があるわけありますか。これは単に自体におきまして、新会社へはどういうふうな財産を移転するか、そして新会社の株を旧会社の債権者にはどうなり営業なりが、旧会社から新会社の方へ移転するというふうな構成をとつておられます。単に新旧両会社間の契約関係といふような構成をとつております。二百二十五条の方は会社から他の会社の方へ財産ないし営業を譲渡する場合のことを規定しておるのであります。

○山口(好)委員 もう一つ、ちょっと前にさかのぼりますが、二百十七条及び二百十八条、この二条につきまして、ちょっとお伺いをいたしておきたいと存思います。

二百十七条は共益債権の弁済の規定であります。この共益債権は更生手続によらないで、隨時弁済できると規定されておりますが、五十四条の八号まで、其益債権の承認は裁判所の許可を要するという規定になつておりますが、この規定との関係はどうなりますか。

それから二百十八条は、会社財産不足の場合の弁済方法といふうになつておりますが、この場合は当然更生手続が、この規定との関係はどうなりますか。

が、この規定と手続廃止との関係はどうなるか、また廃止になつた後の共益債権の弁済方法はどうなるか、破産における財回債権となるのであるかどうか、これらの点についてお伺いいたします。

○位野木政府委員 二百十七条と五十
四条との関係でございますが、更生手
続によらないで隨時弁済すると申しま
すのは、通常の更生債権でございます
と、その支払い方法を計画に定めまし
て、その計画が可決され、認可される
と、その方法に従つて弁済しなければ
ならないわけであります。これを更生
手続によつて弁済するというふうに表
現いたしておりますのであります。共益
債権はそういうふうな方法をとること
なく、随時、しかも更生債権に先だつ
て弁済するというふうに規定いたした
のが二百七十九条であります。これにつ
きましてはやはり五十四条の規定が適
用になりますて、五十四条の第八号に
おきまして、共益債権の承認について
は、一定の金額以下のもので例外のあ
る場合を除いて、原則として裁判所の
許可を得なければならぬ。支出につ
きましても同様でございます。

次に第二百八十八条でありますが、二
百八十八条のような場合には、これは御
指摘のようく、とても会社の更生ははか
れないような事態でございますので、
手続は当然廃止されるようなことにな
ると思うであります。廃止といふこ
とになりますと、第二百九十九条の規定
によりまして共益債権の弁済をしなけ
ればならない。この共益債権の弁済を
する場合に、足りなければ二百八十八条
の規定によりまして、債権額の割合に
よつて弁済するということになるわけ

であります。それから廃止後、二十三条第一項または二十七条の規定によりまして、破産の宣告がされたというふうな場合におきましては、なお弁済のされない共益債権につきましては、これは財团債権になるというふうな規定が第二十四条において定められております。

○山口(好)委員 それでは最後に、第八章の更生計画の認否及び遂行につきまして伺いたいのは、二百四十二条不同意の組のある場合の認可であります。が、更生計画案について同意を得られなかつた組のもののために、第一項に掲げるような条項を定めるときは、当然に他の組のものの権利に影響するところになりますが、この場合でも、あらためて他の組の同意を得る必要はないかということになります。その必要がないとするときわめて不当な計画になりますが、その点はどうお考えになつておりますか、伺いたいと思います。

○佐野木政府委員 二百四十二条の規定によりまして、計画案が変更されたい場合には、これはあらためてさらにはかの各組の関係人の決議を得るこということは要求いたしておりません。これはさらにそういうようなことをいたしますと、ます／＼混乱いたしまして、手續が非常に複雑になるということから、そういうふうなことはあらためていたさない建前になつております。しかしながら第二百四十二条によりまして、やはり裁判所は更生手続が本条の第一項の各号に掲げる要件を具備しておるかどうかということを確かめねばなりません。これは認可できなわけであります。でありますから、

これはそういうふうなほかの債権者との他の関係人の権利を侵害するというふうな計画はできないことになるわけになります。裁判所といたしましては、これは最後の宝刀として、二百四十二条を駆動するという余地を残していくわけであります。これはよほどどのことがない限り事実上困難ではないか

裁判所がこれに対し計画の遂行を命ぜるというふうにいたしたのであります。たとえば債務の履行を命ずる、非常に抽象的でありますから、すみやかに会社の設立手続を行えといふなど命令を得るわけであります。これは具体的に明示ができるほどよろしいのです。

しておられるのであります。さらによつたこのたびもこうじうものが必要だというので、出されたわけであります。が、今までのこの経過から見ますると、こういうものを出されまして、また和議法並びに特別清算等のようになつて思われるような効果が出ないで、たゞが複雑になるだけではなかろうかと

す。現に、ある一二の関係の会社から
この新しい会社更生法というようなな
のができれば、この方に早く乗移ら
たいのだがというような希望を表明し
て、それを待ちかねておる向きもある
よう承知いたしております。われわれ
がこの会社更生法案においてねら
いたしておりますところは、たび

な二百四十二条の要件に該当しないと
いうことになれば、もちろんそれに對
して抗告して争うことができるわけで
あります。

○山口(好)委員 最後にもう一点、二
百五十六条の規定であります、「裁判所
は、第二百四十八条第一項及び前条
に掲げる者に対し、更生計画の遂行に
關し必要な命令をすることができる。」
こうなつております。これは更生計画
の遂行に關し必要な命令となつてお
りますが、廣く解しますると、なかなか
か重要なことになりますが、大体この
必要な命令とは、具体的に何を言うの
か、この点を明らかにしておきたいと
思います。

○位野木政府委員 この規定は、更生
手続が円満に運ぶように特に必要な場
合に、裁判所が發動し得る権限を認め
たのであります。通常更生計画ができる
と、管財人ないし会社は、当然計
画に従つて遂行に當るわけであります
が、特に裁判所の命令を待つまでもな
いわけであります。しかしながら場合
によりまして、特に管財人のないよう
な場合に、会社が一定の弁済をなすべ
きにかかわらず、一向弁済をしない、
また会社の設立手續というふうな点
も、一向に運ばないとの場合に、何
とも手の施しようがないということで

○山口(好)委員 私の質疑はこれで打ち切ります。
○押谷委員長代理 鋼冶委員から質疑の通告があります。これを許します。
鋼治良作君。
○鋼治委員 今山口委員から逐条にわたくつて質問しておられます、私縮めておきますが、実は私も質疑的なことをやりますので、実は私も当勉強したつもりですが、なかへんこれだけの条文は読み切れないのです。しこうしてまたどうもはなはだ難解なもののがたくさんありますので、この点恐縮ですが、ひとつ初めから總括的な問題に関して承りたいと思うのであります。
そこでこの法律の提案理由並びに法案の要旨等を見ますれば、立案せられたました御趣旨はわかりまするが、はたしてこの法律によつて、そういう目的が達せられるかどうかということに、そこぶる疑問を持つて参つたのであります。と申しますのは、かつては破産法があつた、そこで破産法だけではいかぬというので、和議法が設けられ、それからさらくそれでいかぬというので、特別清算の手続が設けられた。それから整理法及び特別整理法等、次々といろ／＼なものを考えて出

○佐藤(達)政府委員 まさに事態は御指摘の通りであります。破産、和議關係があり、あるいは商法には整理の条項が入つておるというようなわけでござりますが、実はこの今までの諸制度の運用によりますと、たとえば和議の關係と申しましても、あるいはまた会社の整理の關係と申しましても、以前は実に件数が少かつたのであります。少くとも会社に関しましては……。ところが最近になりまして、これが非常に法人關係においてふえて来た傾向がござります。破産の關係で申しますと、法人の破産事件というものが、先日お手元に資料をお配りしたと思しますが、個人にくらべまして、同数ぐらいの程度まで急にふえて来ておるというのが、ひとつ実情になつておる次第でございます。そこでこれらの傾向をみると、法人についてそういう事態が非常に逼迫しておるということと、それからもう一つはこの和議の關係あるいは会社整理の關係、現在の制度を見まして、実は食い足りないところがあるのだけれども、しかしここに方法がないから、やむを得ずその手段をとつておると見受けられるのもござい

ひ提案理由等において説明申し上げたと
通りであります。私どもは今日の事
態に即応して、ことに株式会社とい
うものを正面からつかまえて、その更生法
をはかる方法として一番適切なもののは
何かということを白紙に考えてみます
と、結局それは今触れました提案理由
等にございましたよな数点、これが
どうしても適切な一つの施策と考えてみます
れると信じておるのであります。従し
まして、今申しましたように、ある種
の会社が早く更生法に乗り移りたいと
いうふうな希望を持つておるもの、そ
れを立証しておるのではないかと思ふ
わけであります。われわれのおよそ法案
案を立案いたしましたときの考え方とい
たしましては、一つの目標を定めまし
て、その目標がいいことになれば、
まず既存の法令の手直しというこ
とで目標を達することができないだろ
うか、こういうことが立案当局として
は当然の考え方の筋道なんでございま
す。その場合に、御指摘になりました
たとえば和議の関係とか、あるいは会
社の整理というような既存の法令がち
やんとある、それを何とか手直しをして
て、新しいわれ／＼のねらいを実現で
きれば、それはまたその一つの方法と
考えられるのでござりますけれども、
これは御承知のように和議というよう
なものは、本来会社にはふさわしくな

い。あるいはまた会社の整理といふもの、われ／＼が先ほど申しましたねらつております点を、それを盛り込みますには、非常に大きな改正を加えます。ほんと書きおろしと同様の結果になる。そのために、結局非常に厖大な感じの法律案にはなりましたけれども、十分にその意図とするところを盛り込みますためには、こういつかつにいうの法律が必要であるということのために、会社更生法案を立案いたしたわけあります。そうかといって、今まである制度というものを、何もこの際それを廃止してしまう、必要はない、おののそれがまたそれらの持ち味を持つておりまして、お役に立つ部面を持つておるのであります。そのほかに並んで新しい特効薬を一つ提供しよう、そしてこれによつて一つでも多くの会社がりっぱに更生できるならば、これに越したことはないという確信を持つてこの立案をいたしたわけであります。従いまして、われ／＼いたしましては、破産に瀕しておる会社を一つでも多く事前に更生せしめるという手段としては、この法律は今までの処方箋と相並んでぜひ必要であるということで、一刻も早く成立せんことを望んでおるわけであります。また先ほどからおられたび／＼申しましたように、実際の要望もわれ／＼の耳には入つておるのあります。

理でしたが、これらはほとんど……全然使われておらぬとは申しませんが、非常に少いものだと聞いておるのです。が、これは資料がここにありますからわかりませんが、少いとすれば、どういうわけでこういうものが活用せられないのか、その点をまず承りたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 ただいま御指摘の制度は、この会社更生法案においてねらつておりますものとは、目的が違つて承知しておりますが、なお詳細な点は位野木政府委員からお答え申し上げます。

○位野木政府委員 特別清算の件数であります。これがお手元に差上げました統計表にあります。これによりますと、昭和二十三年度が十二件、昭和二十四年度が二十二件、新旧合せまして係属しております。これは昭和二十五年度、二十六年度と、だん／＼漸増の傾向にあると存じます。これもこの程度でありますと、非常に盛んに用いられているということは必ずしも申せないかもしませんが、この程度にいたしましても、十分規定の存在の価値は發揮しているというふうに申せると思うのであります。先ほど佐藤長官からもちよつとお話がありましたが、特別清算は、御承知のように、会社を解散してしまうということなんだけれども、破産にさせるのはどうもぐあいが悪いから、特別清算で行こうといふわけでありまして、もはや会社自身はやめてしまふという建前でありますから、これはやめてしまうなら、あまりあわてなくて、そろ大したことはないじやないかということで、熱意を持たないと、いうことも十分考えられるの

であります。でありますから、こうして事態で必ずしもこの法案があまり利用されないということは、だだちに断定し得ないのではないかというふうにも考えておるわけであります。特別整理といふお話をありました、商法の整理事件の件数でございますが、この件数は、昭和二十三年度におきまして、新受が十件、昭和二十四年度におきまして、「二十二件となつておりますが、その後はさらに増加しておると考えております。東京地方裁判所の件数のみをちょっと調べたのであります、これは昭和二十五年度のみで新受が八件ござります。昭和二十六年度におきましてはさらに六件追加されているようで、これはほかの、たとえば大阪地方裁判所におきましては、昭和二十五年度は六件の整理事件の申立てがあります。だん／＼整理事件も増加しておる。また先ほどもちよつと佐藤長官から述べましたが、破産事件の件数がだん／＼増加し、しかもそのうち法人の破産申立事件ないし宣告事件というものは、非常に増加しております。戰前におきましては、御承知のように、個人と合せまして、総件数の二割程度が法人に対する破産事件であつたと思いますが、最近におきましては、法人と個人とが、大都会におきましては、ほとんど同数になつておる。たとえば東京地方裁判所におきましては、現在総件数三百九十八件の破産事件が係属いたしておりますが、そのうちの百六十七件が法人に対する破産事件で、個人に対する――会社自身じやなくて、会社の取締役とか、そういうふうなものに対する会社関係の破産事件といふものが多いように聞いております。そ

○鐵治委員 今の数字を見ますと、更生手続の価値というものは十分存在しておるのではないかというふうに考えております。

産事件の何百件かに対しても十何件といふに至つては、これはまことに寥々たるものといわざるを得ません。そこへもつて来て、この会社整理の条文を見ますと、商法の三百八十一條に「会計ノ現況其ノ他ノ事情ニ依リ支払不能又ハ債務超過ニ陥ルノ虞アリト認ムルトヨキハ裁判所ハ取締役、監査役、三月前ヨリ引継キ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者ノ申立ニ依リ会社ニ対シ整理ノ開始ヲ命ズルコトヲ得会社ニ支払不能又ハ債務超過ノ疑アリト認ムルトキ亦同ジ」こう書いてありますて、ほとんどその目的を一つにしておるようであります。この規定がそれほどに活用されておらぬにもかかわらず、今新たにこれとはとんど目的を同じゆうするこういう新しい法律をつくらなければならぬ理由は、提案理由にはありまするが、もう一べん私は承りたい。

それから会社の破産の数が多いと会社のことと言われますが、これは戦時中におけるいわゆるインフレ時代のたけのこのごとく現われたる会社があるのですから、今日整理時代が来ておるので、これは当然のことなのであります。が、問題は一番は会社の整理があつて、この整理がそれほど活用しておらぬにもかかわらずまた新しくこういうものをこしらえて、これでやれば今度はほんとうに活用になるのだという理由が私にはわからないのです。その点

○佐藤(達)政府委員 鎌冶委員仰せの通りに提案理由等にも触れたのでござりますが、一口に申しますれば、商法関係の会社の整理の方は、整理 자체は任意的なものでありますし、債権者全員の同意によつてのみ整理する、もしくは和議に移らざるを得ないというようなことで、その程度にとどまつておるわけであります。今回提案いたしましたこの法律案の方はそれのみにとどまるのではございませんので、たとえば担保権者も参加せしめるということもありますが、またさらに進んで会社の資本構成そのものも変更する。あるいはまた第二会社の設立によつて会社の債務を整理するといふようなことをやる。さらに一般の要望に応じまして租税徴収手続等の調整も加えている。さらに進んで更生手続による債務履行の確保をはかつておる。こういうような点において非常に強いて申しますか、広い部面にわたつての有効なる手段を網羅しておる。その点においては格段の違いがあると確信をいたしております。

れども、またあらためて破産し直すと
いうことになりますと、なるほど
会社そのものを助けるという面は、こ
れをつくられることにおいていいかも
しませんが、一面債権者を保護する
という意味において、取引の安全を害
するという点に悪いがないかどうか、
この点に対してもどのような御見解をも
つて立案をせられたか。

○**佐野木政府委員** 御指摘のように、
和議法におきましてはほかの欠点もござ
いますするが、最も大なる欠点は債務
の履行の確保の措置がとられてない。
そのためにもう和議認可決定があつて
知らぬ顔をして全然履行しない。これ
が最も大なる欠点のように言われてい
たと思います。その点等をもこの法案
におきましては十分矯正しなければな
らないという考え方から、この手続に
おきましては、和議法のように認可決定
があればただちに手續が終るというの
ではなくて、更生計画認可決定があり
ましても、なお手續を繰り返したしまし
て、計画の履行が完全に終つたか、あ
るいは終る見込みが十分ついた場合に
初めて手續を終結する。それまでは手
續を終結しないで、管財人があれば財
産を握つて、それでどん／＼履行
するというふうにいたしまして、計画
の確実な遂行をはかるという点に特に
重点を置いておりまして、これがこの
法案の一つの特長というように考えま
す。

○**鍛治委員** 今承りますれば、和議法
の欠点及び整理法の欠点等を補つてこ
の法案をつくられた、この点はわれわ
れいと考えますけれども、そこで先

れども、またあらためて破産し直すと
いうことになりますと、なるほど
会社そのものを助けるという面は、こ
れをつくられることにおいていいかも
しませんが、一面債権者を保護する
という意味において、取引の安全を害
するという点に悪いがないかどうか、
この点に対してもどのような御見解をも
つて立案をせられたか。

○**佐野木政府委員** 御指摘のように、
和議法におきましてはほかの欠点もござ
いますするが、最も大なる欠点は債務
の履行の確保の措置がとられてない。
そのためにもう和議認可決定があつて
知らぬ顔をして全然履行しない。これ
が最も大なる欠点のように言われてい
たと思います。その点等をもこの法案
におきましては十分矯正しなければな
らないという考え方から、この手続に
おきましては、和議法のように認可決定
があればただちに手續が終るというの
ではなくて、更生計画認可決定があり
ましても、なお手續を繰り返したしまし
て、計画の履行が完全に終つたか、あ
るいは終る見込みが十分ついた場合に
初めて手續を終結する。それまでは手
續を終結しないで、管財人があれば財
産を握つて、それでどん／＼履行
するというふうにいたしまして、計画
の確実な遂行をはかるという点に特に
重点を置いておりまして、これがこの
法案の一つの特長というように考えま
す。

○**鍛治委員** 今承りますれば、和議法
の欠点及び整理法の欠点等を補つてこ
の法案をつくられた、この点はわれわ
れいと考えますけれども、そこで先

ほど長官から述べられました立法に關
する根本問題でありますと、私は實際

はせつかく出て来たがむずかしい。こ

の前の議会からあるから一応目を通さ

なければならぬ、それでわれ／＼も

勉強しておかなければならないと思つ

て読んでみたのです。ところが私は、

頭が悪いのかなまけているのか知ら

ぬが、相當読みでみまするがなか／＼

これを読み終ることが容易でない。三

百条もあるものをよく了解してあとさ

きの条文との関連をすつかりのみ込ん

でしまうと、ということは、まずわれわ

れの今日の忙しい頭の雑駁になつてい

るものには、不可能とまでは申しませ

んが容易なことではありません。また

これを読みますると、**破産法**や**和**

議法を写して來ているものが相当にあ

ります。その意味でわれ／＼はある程度そ

にときとの知識がありまするものは

まだいいが、これは一般的の法律家にあ

らざるもののが読んだら何のことかかん

のことがおそらくはわかりはしないだ

よ。そのうちに何のことかかん

考えますのは、国税徵収法と非常に大きな関係があることです。これはもちろん徴稅の筋と御協議の上でやられたものと思しますが、おそらく非常に歓迎せられなかつたと思うのであります。が、こういう方がいいという意見であつたが、その点を聞かしていただきたい。

○佐藤(達)政府委員 御推察の通りに、徴稅の筋ではまた別な考え方を持つておりますが、非常に日本で歓迎せられないというものではございません。われくはできるだけの努力をいたしましてここまでこぎつけたというのが真相でございます。

○鍛治委員 それと対的に考えられるのは、この間参考人からも意見が出たのであります。この法律ができますと、一番心配になりますのは、担保権に対し非常に制限が出て来ることです。担保権の特別弁済を受ける効力に非常に影響を与える。かようなことを考えますと、この会社整理といふ一点から考えればなるほど、こういうものが必要であります。今後会社を経営していく上において、せつからく会社に担保を受けて金を貸しておいても、更生整理を申し立てられて担保権をどうでも何にもならぬことになる。何にもならぬと言うと語弊があるかもしませんが、担保権本来の目的をゆがめられることがある。こういうことになりますと、金を貰うことやめて、頭から貸さぬではないですよ。少し借金をかけいしているといつたためにやらないでもよいものを整

理しなければならぬという反動的効果
がありはせぬかという憂いを抱いてお
るのであります。その点に関してさ
うなお考えはなかつたですか。

○佐藤(達)政府委員 会社の更生とい
うことには、経済界はもとより、社会公共
のために非常に必要でありますから利益で
あるということは申しまでもないのです
あります。が、そのためにはやはり担保
権者の協力ということがあつて初めて
完全な目的を達し得るものであるうと
信するわけであります。御指摘のよう
に、担保権者の協力を求めるということ
になると、担保権者に多少犠牲がかかる
ではないかということにつながる
わけでありますし、その点をこの法律案
いたしましては十分に考慮いたしま
して、担保権者の利益を極力はからう、
たとえば担保権者の集会における決議
の場合におきましても、普通の場合と
違つて特に四分の三以上の決議を要求
しているというような点も大きな考慮
の現われであろうと存じます。その他
申し上げれば、前に申し上げたことも
ございますが、そういう点は十分考慮
いたしておりますから、この
法律が出たことそのことによつて担保
権に対する信頼感が弱まるような心配
はないといふふうに考えております。

なつておりますが、申立てがあつたら今までの経営者にかわつて管財人が経営することになる。これもこの手続の特徴の一つであろうと推察するのであります。一体こういうことで会社のほんとうの更生になるとお思いでよろしく。会社といふものは、やはり手腕、力量、経験をもとにしてやつておりますが、うまくやれるとも思えなければ、第三者者がそれを信用するということはわれわれに想像できません。先ほどたいへん有利になつて新株にカレミアムがいたというようなことを言われましたのが、さようなことは想像にも及ばないのであります。それから第三者者が入つて来てやるということになりますと、第三者者が入つて来てやるというなら管財人としてやるでしようが、人の仕事をかわつてやつてくれるのと、一種の雇人です。そんなことでこういき詰まりの会社の経営が成り立つとはわれわれは思わない。資本まで新たにそなつた人がとつて来られてやるならば別です。よその会社へ来てよそのものがうまく盛り立てやれるとはわれくに思はれられません。その点はそういうことでよいと思ひでしようか。

通りでありますて、第三者がいきなり入つて来てやるということは、これは従前の人引継いでやるよりも非常に不利な条件が多いということは申せると思うのです。会社がそういう状況になつたという点については、従前の理事者はやはり責任がないとはいえない。債権者とかその他の関係人が、やはり従前の理事者のやり方に危機感を抱いているという場合が多いと思うのであります。現に、先ほどもちらりと触れましたが、各地の公聽会なんかでも話が出たのであります。常に管財人を置くという希望は非常に強いのです。そこにやはりどの点で妥協といいますか、妥当な解決点を見出しかという苦心があるわけであります。が、御指摘のような、この人がなければ、この会社は成り立つて行かないといふような場合は、確かにあるわけであります。そういう場合には、特に例外を認めて、そういう人が引き続き営業に従事することを可能にすることを認めなければそれでいいのじやないかといふような考え方で、この法案では、そういう場合には数人の管財人を置いて、そのうちに従前の経験者、従前の理事者と、いうものを加えるというふうな建設をとつております。両者のその点の調節これをいかにすれば最も手続がうまく行くかという点も、もつと何かいいお考えがありますれば、これは御教示願つて、ひとつよいものにしておきたいふうに考えております。

この会社をこれからもり立てるの、たつて、自分が資本も出して、そろしておれの仕事だといつてやるならこれもよろしい。そうじやなくて、全然よそにおつて、片手間にこつちに来て、そこへ入つて来て会社がもり立つものだ、これがこの更生手続の特性だと周知されるところに根本的な疑問がある。そういうことではいかぬということを私は極論したいくらいです。その点なんです。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

順位ニ從ヒテ」を「其ノ順位ニ從ヒテ」
優先權ナキモノニ付テハ第四十六
条ノ規定ニ依リ他ノ債權ニ後ル
モノヲ其ノ他ノモノト區別シテ
に改める。
第二百七十二条第二号中「行政
訴訟」を「訴訟」に改める。
第二百八十三条第二号中「異議ノ
訴、訴願又ハ行政訴訟」を「訴訟
又ハ訴願」に改める。
第三百一十二条中「裁判所書記」
を「裁判所書記官」に改める。
第三百五十三条第二項を次のよ
うに改める。
前項ノ規定ハ破産手続ノ費用ヲ
償フニ足ルベキ金額ノ予納アリ
タル場合ニハ之ヲ適用セズ
第三百五十八条第一項、第三百
五十九条第一項及び第三百六十条
中「一万円」を「百万円」に改める。
「第三編 復權」を「第三編 免
責及復權」に改める。
第三百六十七条の前に次の章名
及び二十条を加える。
第一章 免責

制和議ガ否決セラレタル後ニ非ザレバ免責ノ申立ヲ為スコトヲ得ズ
第三百四十七条ノ規定ニ依ル破産廃止ノ申立ヲ為シタルトキハ其ノ棄却ノ決定ガ確定シタル後ニ非ザレバ免責ノ申立ヲ為スコトヲ得ズ
破産者ガ其ノ責ニ帰スベカラザル事由ニ因リ第一項ノ規定ニ依ル免責ノ申立ヲ為スコト能ハザリシ場合ニ於テハ其ノ事由ノ止ミタル後一月内ニ限り免責ノ申立ノ追完ヲ為スコトヲ得
第三百六十六条ノ三 破産者ハ免責ノ申立ト同時ニ知レタル破産債権者ノ氏名及住所並破産債権ノ額及原因、別除權アルトキハ其ノ目的及其ノ行使ニ依リテ弁済ヲ受クルコト能ハザル債権者名簿ヲ提出スルコトヲ同様ニ提出スルコトヲ要ス申立ト同時ニ提出スルコト能ハザルトキハ爾後遲滞ナク之ヲ提出スルコトヲ要ス
第三百六十六条ノ四 免責ノ申立定メテ破産者ヲ審訊スルコトヲ要ス
前項ノ期日ヲ定ムル決定ハ之ヲ公告シ且検察官、破産管財人及免責ノ効力ヲ受クベキ知レタル破産債権者ニ之ヲ送達スルコトヲ要ス
前項ノ規定ハ第一項ノ期日ノ麥更並審訊ノ延期及続行ニ之ヲ准用ス
第二百三十八条但書及第二百三十九条ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス
第一項ノ期日ハ債権者集会又ハ

第三百六十六條ノ五 裁判所ハ破産管財人ヲシテ免責不許可ノ事由ノ有無ニ付調査ヲ為サシメ前条ノ審訊期日ニ於テ其ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得
第三百六十六條ノ六 裁判所ハ利害關係人ノ聞質ニ供スル為免責ノ申立ニ閲スル書類及前条ノ規定ニ依ル破産管財人ノ調査書類ヲ備へ置クコトヲ要ス
第三百六十六條ノ七 檢察官、破産管財人又ハ免責ノ効力ヲ受クベキ破産債權者ハ第三百六十六條ノ四ノ審訊期日又ハ其ノ期日ニ於テ裁判所ガ定ムル一月以上ノ期間内ニ免責ノ申立ニ付裁判所ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得
前項ノ期間ヲ定ムル決定ニ付其ノ言渡アリタルトキハ送達ヲ為スコトヲ要セズ
第三百六十六條ノ八 異議ノ申立てアリタルトキハ裁判所ハ破産者及異議申立人ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス
第三百六十六條ノ九 裁判所ハ左ノ場合ニ限リ免責不許可ノ決定ヲ為スコトヲ得
一 破産者ニ三百七十四条、
二 破産者ニ三百七十五条、第三百七十七条又ハ三百八十二条ノ罪ニ該ルベキ行為アリト認ムルトキ
三 破産者ガ虚偽ノ債權者名簿取引ニ因リ財産ヲ取得シタルコトアルトキ
ヲ提出シ又ハ裁判所ニ対シ其

四 破産者ガ免責ノ申立前十年
内ニ免責ヲ得タルコトアルト
キ
五 破産者ガ本法ニ定ムル破産
一者ノ義務ニ違反シタルトキ
第三百六十六条ノ一 破産者ガ免
責ノ審理ヲ為スベキ期日ニ正当
ノ事由ナクシテ出頭セズ又ハ出
頭スルモ陳述ヲ拒ミタルトキハ
裁判所ハ免責ノ申立ヲ却下スル
コトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ破産者ハ同
一ノ破産ニ付再び免責ノ申立ヲ
為スコトヲ得ズ
第三百六十六条ノ十一 免責ノ決
定ハ確定ノ後ニ非ザレバ其ノ効
力ヲ生ゼズ
第三百六十六条ノ十二 免責ヲ得
タル破産者ハ破産手続ニ依ル配
当ヲ除キ破産債権者ニ対スル債
務ノ全部ニ付其ノ責任ヲ免ル但
シ左ニ掲グル請求権ニ付テハ此
ノ限ニ在ラズ
一 租税
二 破産者ガ惡意ヲ以テ加ヘタ
ル不法行為ニ基ク損害賠償
三 履人ノ給料但シ一般ノ先取
特権ヲ有スル部分ニ限ル
四 雇人ノ預り金及身元保証金
五 破産者ガ知リテ債権者名簿
ニ記載セザリシ請求権但シ債
権者ガ破産ノ宣言アリタルコ
トヲ知リタル場合ヲ除ク
六 罰金、科料、刑事訴訟費
用、追徴金及過料
第三百六十六条ノ十三 免責ハ破
産債権者ガ破産者ノ保証人其ノ
他破産者ト共ニ債務ヲ負担スル
者ニ対シテ有スル権利及破産債

第三百六十六条规定十四 免責ノ決
定ガ確定シタルトキハ裁判所ハ
其ノ主文ヲ公告シ債権表アルト
キハ之ニ免責決定確定ノ旨ヲ記
載スルコトヲ要ス

第三百六十六条ノ十五 詐欺破産
ニ付破産者ニ対スル有罪ノ判決
ガ確定シタルトキハ裁判所ハ破
産債権者ノ申立ニ因リ又ハ職權
ヲ以テ免責取消ノ決定ヲ為スコ
トヲ免責ガ破産者ノ不正ノ方
法ニ因リテ得ラレタル場合ニ於
テ破産債権者ガ免責後一年内ニ
免責ノ取消ノ申立ヲ為シタルト
キ亦同ジ

第三百六十六条ノ十六 裁判所ハ
免責取消ノ裁判ヲ為ス前破産者
及申立人ノ意見ヲ聽クコトヲ要
ス

第三百六十六条ノ十七 免責取消
ノ決定ハ確定ノ後ニ非ザレバ其
ノ効力ヲ生ゼズ

第三百六十六条ノ十八 免責ノ取
消アリタルトキハ免責後其ノ取
消迄ノ間ニ生ジタル原因ニ基キ
破産者ニ対シ債権ヲ有スルニ至
リタル者ハ他ノ債権者ニ先チテ
弁済ヲ受クル権利ヲ有ス

第三百六十六条ノ十九 免責取消
ノ決定ガ確定シタルトキハ裁判
所ハ其ノ主文ヲ公告シ債権表ア
ルトキハ之ニ免責取消決定確定
ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百六十六条ノ二十 第百八条
乃至第百十二条及第百十四条乃
至第百十八条ノ規定ハ免責及免
責取消ノ手続ニ之ヲ準用ス

ハ左ノ場合ニ於テハ複権ス

一 免責ノ決定ガ確定シタルト

二 強制和議認可ノ決定ガ確定

三 第三百四十七条ノ規定ニ依

ル申立ニ基ク破産廃止ノ決定

ガ確定シタルトキ

四 破産者ガ破産宣告後詐欺破

産ノ罪ニ付有罪ノ確定判決ヲ

受クルコトナクシテ十年ヲ経

過シタルトキ

免責取消又ハ強制和議取消ノ決

定ガ確定シタルトキハ前項第一

号又ハ第二号ノ規定ニ依ル復権

ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フ

第三百六十七条を次のように改

める。

第三百六十七条 前条ノ規定ニ依

リ復権ヲ得ザル破産者ガ弁済其

ノ方法ニ因リ破産債権者ニ

対スル債務ノ全部ニ付其ノ責任

ヲ免レタルトキハ破産裁判所ハ

破産者ノ申立ニ因リ復権ノ決定

ヲ要ス

第三百七十四条第一項中「裁判

所書記」を「裁判所書記官」に改め

る。

第三百七十五条第一項中「千円」

を「五万円」に改める。

第三百八十九条第一項及び第三百

八十二条第一項中「三千円」を「一

万円」に改める。

第三百八十九条第一項中「千円」

を「五万円」に改める。

を「五万円」に改める。

第二条 和議法（大正十一年法律第

七十二号）の一部を次のように改

正する。

第十一條中「第一百三十三条」を「第

百四十四条」に改める。

第四十四条の次に次の三条を加

える。

第四十四条ノ二 債權ガ無利息ニ

シテ其ノ期限ガ和議開始後ニ到

来スベキ場合ニ於テハ和議債権

ノ額ハ和議開始ノ時ヨリ期限ニ

至ル迄ノ和議債権ニ對スル法定

利息ヲ債権額ヨリ控除スルモノ

トス

第四十四条ノ三 前条ノ規定ハ金

額及存続期間ノ確定スル定期金

債権ニ之ヲ準用ス但シ其ノ総額

ガ法定利率ニ依リ其ノ定期金ニ

相当スル利息ヲ生ズベキ元本額ヲ以

テ超ユルトキハ其ノ元本額ヲ以

テ和議債権ノ額トス

第四十四条ノ四 第四十四条ノ二

相当スル利息ヲ生ズベキ元本額ヲ以

テ超ユルトキハ其ノ元本額ヲ以

テ和議債権ノ額トス

第四十五条中「第十七条乃至第

二十条」を「第十七条」に改める。

第五十条第一項中「千円」を「五

万円」に改める。

第六十八条第一項及び第六十九

条第一項中「三千円」を「二万円」

に改める。

第七十条第一項中「千円」を「五

万円」に改める。

第六十九条第一項及び第六十九

条第一項中「三千円」を「二万円」

に改める。

二〇二〇年一月一日から施行する。

第六十九条第一項中「千円」を「五

万円」に改める。

二〇二〇年一月一日から施行する。

第六十九条第一項中「千円」を「五

万円」に改める。

二〇二〇年一月一日から施行する。

第六十九条第一項中「千円」を「五

万円」に改める。

二〇二〇年一月一日から施行する。

第六十九条第一項中「千円」を「五

万円」に改める。

○佐藤(達)政府委員 私から破産法及び和議法の一部を改正する法律案について

もなることが考えられるのであります。英米等では相当古くからこの制度が行わされており、我が国でもかねてから識者によつてその採用が、強く要望されていましたのであります。

裁判所は期日を定めて破産者を審査し、利害關係人に異議を述べる機会を与えます。裁判所は、破産者に訴えて、その財産状態につき虚偽の陳述をして調査を進めて参つたのでござります。

この法律施行前に破産手続の解

きまして、提案理由の御説明を申し上げます。

政府は一昨年来、法制審議会に諮問いたしまして、破産制度の改善について調査を進めて参つたのでござります。

が、このほど免責制度の採用を中心と

して一応の成案を得ましたので、この法案を提出した次第でございます。

この法案におきましての改正点の最

も主要なる点は、破産における免責制度の採用でございます。わが現行法の

もとにおきましては、破産者は破産手続に終了後におきましても、破産手続に

もとにおきましては、破産者は破産手続による配当終了後におきましても、破産手続に

もとにおきましては、破産者は破産手続による配

加えることにいたしました

あります

次に破産法改正要點の第二は、小破产の金額、破産犯罪に關する罰金の金額等の引上げであります。現在破産法等に規定されておりますこれらの金額は、いずれも大正十一年にこの法律が

まず破産法に採用せられんとしてお
りますところの債務の免責制度であります
が、その効力が一体絶対的でござ
るか相対的であるかという点でござ
ります。民法の消滅時効のように、債務

の改革に伴う法文の整理であります。物価その他の経済事情の変動、他の法令の規定との均衡等を考慮して、これを五十倍から百倍までに引上げようとするものであります。

が消滅してから後に、債務者が財産を成後に支払いをした場合には、これは有効であるということになつてゐるならば、相対的消滅の効力であります。これに反しまして、破産法に採用せよとしておる免責制度が絶対的なものでありますならば、免責後の弁済は、法のいわゆる非債弁済として、債務者は債務者に弁済金額を返還しなければならないということになるのであります。

すなわち裁判所法の制定または改正に伴い、区裁判所が廃止され、裁判所書記及び執達吏の名称が変更される等、他の法令の改廃があつたことに伴い、破産法における關係法文を整理する必要がありまして、このため改正しよと/orするものであります。

○位野木政府委員 免責の効力は、たゞ
だいま申されました相対的消滅と申しますが、債務そのものが消滅するとい
うものではございませんので、單にそ
のままではございませんので、お任
す。この二つの効力、いづれの効力を有するものと解しておられるか、お任
いたしたいのです。

次に和洋法の改正要点について申しますと、その第一は罰則における罰金額の増額であり、その第二は破産法の改正に伴う法文の整理ですが、これらにつきましてはあらためて説明をいたすまでもないと存じます。

以上がこの法案の提案理由の大要であります。何とぞよろしく御審議のほど

の負担者と、破産財産の回復に責任を負うべき者とつて、それ以上の部分につきましては責任を免れるという趣旨であります。従いまして債務そのものは、依然として存在しておる、一種の自然債務のようなものであるというふうに考へておるのであります。従いまして、破産者等が任意債権者に免責された債務について

○押谷委員長代理 提案理由の説明はこれにて終了いたしました。本案について何か御質疑はありませんか。

○北川委員 ただいま提案になりました破産法の一部を改正する法律案に対しまして、二、三の点につきまして政府委員に質疑をいたさんとするもので

は、もちろん非債務弁済ということにはならないで、有効なる弁済になるというふうに思います。

○北川委員 訴欺破産の問題であります。 いうような手配はしておるつもりでございます。

が確定したときを言うのであります。しかしながら三百六十六条の九で「三百七十四条、第三百七十五条、第三百七十七条又は第三百八十二条の罪に該ルベキ行為」云々というのがあります。ですが、この場合の認定は破産裁判所がするわけであります。債権者がそういう

身の不利益をしたために直面に立たざるを得ない場合が、やはり不許可の事由になってしまいます。宣告後非常にせいたくをしておるというのは、これまた財産の捕捉が足りないとか、あるいは別の事由に基く場合があるであろうと思いますが、それはまたそちらの方の手当で十分防止できると思うのであります。

みを対象としておるのでございます。
悪質のものはこれを除外すると、もう一
とでございまして、今お触れになりま
した債権者集会というものを特に開き
まして、そこに破産者を呼び出して審
尋をして、その適格性を調べる、それ
で債権者の方から異議があれば、その
異議を尊重して慎重なる処置をすると
いうような手配はしておりますつもりでご
ざいます。

ます。詐欺破産の罪というのは法文の字句として現われておりますのを引用いたわけでありまして、その認定はだれがするかというわけであります。三百六十六条の十五に規定しておりますが、三百六十六条の九で「有罪ノ判決ガ確定シタルトキハ」とありますので、これは刑事裁判所で有罪の判断が確定したときを言うのであります。しかしながら三百六十六条の九で「第三百二十九条、三百三十一五条、ち

○位野木政府委員 ちよつとせいたくさんまいなことをしておるというのはどういう場合でありますかわからないのですが、破産者の義務に違反しておる場合は不許可の事由になつております。それから過怠破産というのがござります。御承知のように、三百七十五条件にぜいたくをしたために、あるいは射撃行為をしたために破産になつたといふような場合はやはり不許可の事由になつております。宣告後非常にぜい

○佐藤(達)政府委員　一応前段の点につきまして私からお答え申し上げます。この条文には現われてゐるのであります。その点についてお答えを願いたいと思います。

おなじに同様であります財産を騙取するなど
という点において違つておると思うのであります
が、詐欺破産において財産を騙取するなど
の騙取とは、具体的にどういうことを申します
か。また詐欺破産としておられるのか。
うの判断は一体たれがするのであるか。
債権者も詐欺破産だということを申立て
立てる事ができるか。これらの点について御所見を伺いたいと思ひます。

を歓迎すると思うのでありまするが、その反面、商慣習によりまして借りた金は返さなくてよいとの思想が生れやすいと思うのであります。この点において銀行や信託会社等の、金を貸す方の側の意向は十分に聞いて立案され

ろうと思うのであります、詐欺破壊の概念について、一体どういうふうに考えておられるのか。もとより詐欺

うふうな事態が破産者にあると考えます場合には、免責について異議の申立てをいたしまして、その理由として、いう行為があるということを主張であります。

まして、本来厳格に手続が進められておりますれば、そういう事態はあり得ないわけあります。そういう事態をもし究明すれば、この三百六十六条の九の各号に該当する事態が出て来るのではないかと思ひます。それは場合によつて、どういう事由でそういうことになつたのかということは調べないとわからぬのですが、そう不都合はないのじやないかと考へております。

○鐵治委員 今言われた破産宣告後の行為がぜいたくざいまいといふか、もつと平たく言えば、まじめにやれば相手の破産条件を履行しておられるにもかかわらず、まじめにやらなかつたために、なつた。そういうものでもこれに入つておらぬからやるといふことになると、非常に問題になるのではなか。これは実際われく取扱つてみて、破産になつたのですが、あいうことをやつておる、こつちはこういうひどい目にあつて、借金してやつて、るのに、ああいうことをやつていて、債権者から言われますが、こういうふうに列挙しておると、はまらぬようになりますが、はまりますか。

○位野木政府委員 破産管財人の管理の手続が十分に行われるといふことでありますれば、これは破産者がぜいたくができるということはありません。おそれくそいうのは、財産をどこかに隠しておつて、それでそういうことができるのではないかというふうに考へるわけあります。この免責を得るにつきましては、破産者は正直に財産状態を裁判所の前にさらけ出さなければなりません。これは十分債権者がそういう点を

指摘して裁判所で審理されるというこ

とで、隠れた財産も発見するということが、むしろ免責のためにできるのであります。そういうようなことか

であります。そういうようなことか

らむしろ従前のそういうような隠れ財産を発見して、破産の手続を厳格に行ひ、そのかわり誠実なる債務者の保護をはかるというふうに意図したのがこの法律であります。結局これは運用にかかる法律としてはもう現在の法律でもそういう事態はあり得ないことを考えております。運用のよろしきを得れば足りるのじやないかというふうに考えております。

○鐵治委員 ちよつとわかりにくくな。私の言ふのは、財産が隠れているというのは、それはいいのですよ。わからぬでとにかくやつておるところを見れば、どうも破産者らしいことをしておらぬと、こういうときは、今までのことはわからぬけれども、やり方があんなことじや破産者らしくないじやないか、何かよけいに金をもうけておるのだろうから、そういうものは許可すべきものじやないという理由になるかということなんです。それだけです。

○位野木政府委員 その点は、もうそういうあやしい点があれば、徹底的に究明して、その原因がわかれれば、これはおそらくこの各号に該当すると思ひます。そういうことで防止できると考えます。

○押谷委員長代理 本日はこの程度にいたしまして、次会は追つて公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十二分散会

昭和二十六年十一月七日印刷

昭和二十六年十一月八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷厅